

令和3年第2回広尾町議会定例会 第1号

令和3年6月7日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 教育行政報告
- 8 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について
- 9 報告第8号 繰越明許費繰越計算書について
- 10 報告第9号 専決処分の報告について
- 11 報告第10号 専決処分の報告について
- 12 報告第11号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について
- 13 議案第41号 財産の取得について
- 14 議案第42号 広尾町職員等旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第43号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第44号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 松田 健 司 | 2番 浜 野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前 崎 茂 |
| 5番 北 藤 利 通 | 6番 志 村 國 昭 |
| 7番 星 加 廣 保 | 8番 山 谷 照 夫 |
| 9番 渡 辺 富久馬 | 10番 小 田 雅 二 |
| 11番 旗 手 恵 子 | 12番 浜 頭 勝 |
| 13番 堀 田 成 郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 村 瀬 優

副町長	田山山山	中崎崎岸	靖勝勝直	章彦彦宏
兼出納室長	柏齊西	崎藤内	弥香津	子雄努
総務課長補佐	山木木	岸幡村	美雄	一雄
総務課主幹	坂及楠	田川本	幸正	樹昭
併総務課主幹	佐山三	藤崎浦	邦隆	之美
併総務課主幹	西宝今	脇泉村	直直	美和
併総務課主幹	宝村宝	泉上泉	義直	子司
企画課長	三雄浜	浦谷頭	秀	大樹
住民課長補佐	佐成西	藤田脇	正	大子
住民課長補佐	成金金	田石石	洋	大子
兼住民課長補佐	平平		直	子裕
保健福祉課長	室前	谷田上	幸	力美
保健福祉課長補佐	三		清	み
兼老人福祉センター所長			ま	子
地域包括支援センター長			優	み
兼健康管理センター長			ま	義
健康管理センター次長			輝	義
健康管理センター次長			浩	則
保健福祉課子育て支援室長			浩	則
子育て世代包括支援センター長			直	宏
認定こども園ひろお保育園長			憲	一
認定こども園ひろお保育園副園長			昌	樹
兼豊似保育所長				
特別養護老人ホーム所長				
兼養護老人ホーム所長				
農林課長				
兼町営牧場長				
水産商工観光課長				
建設水道課長				
建設水道課長補佐				

建設水道課主幹	北	藤	盛	通
建設水道課主幹	小	川	浩	司
兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港湾課長	森	谷		亨
港湾課長補佐	安	岡	伸	弘

〈教育委員会〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	沖	田	一	美
兼 図 書 館 長	沖	田	一	美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖	田	一	美

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	山	岸	直	宏

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈公平委員会〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	山	岸	直	宏

〈農業委員会〉

会 長	今	村	弘	美
事 務 局 長	寺	井		真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	石	晃	基
事 務 局 次 長	保	坂	一	也
総 務 係 主 事 補	齊	藤	香	月

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、令和3年第2回広尾町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松田健司議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

6月1日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、本定例会に町長から報告5件、議案12件を受理しております。ほかに意見書案3件、陳情書1件を受理しております。

次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。

次に、監査委員より令和3年2月から4月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

一般質問は5人の議員から通告があり、6月8日に行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日7日から6月9日までの3日間とするものです。

お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日7日から9日までの3日間としたいと思います。が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日7日から6月9日までの3日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書23ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

11番、旗手恵子議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（旗手） 総務常任委員会の所管事務調査の結果を報告します。

令和3年第1回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会の開催状況ですが、令和3年5月14日金曜日。

開催場所、それから出席委員、欠席委員、説明員、出席議会事務局職員は、記載のとおりです。省略をさせていただきます。

2、調査の内容です。

（1）、未利用公共施設の現状と対応について、資料に基づき説明を受けました。

①、未利用公共施設の現状について。

令和3年3月末現在、49の未利用公共施設がある。

地区別では、広尾地区は8施設、野塚地区は10施設、豊似地区は20施設、音調津地区は11施設。

用途別では、教員住宅が22施設、教育関連施設は21施設、その他施設は6施設です。旧清掃センター、旧給食センター、海洋レストハウス等です。

②、施設種別ごとの方針です。

1）、町民文化系施設（集会施設・文化施設）ですが、町内には地区ごとに集会施設・文化施設が25施設あるが、8割以上の施設が築30年以上となっている。特に、築30年～39年の施設が全体の3分の2を占めており、今後改修の時期が重なることも想定される。一部施設は、老朽化・施設利用者の減少により利用休止にしているものもある。

基本的に現状を維持するが、極端に利用の少ない施設は、他地区との集約に向け、地域との協議に入る。

2）、社会教育系施設。

児童福祉会館（図書館）です。建物自体は、築50年を超えているが、平成26年度に耐震化工事を終えている。

3）、スポーツ・レクリエーション系施設。

町内に2か所あるプールは、地域住民の利用、学校の授業で使用している。町民プールは1日平均で60人程度の利用がある。青少年研修センター、勤労青少年ホームの体育館と武道館は、年間約2万人が利用している。コミュニティグリーンパークは、年間約6,000人が利用している。

大丸山森林公園は、公園施設を中心に施設の老朽化が進んでいるため、随時改修工事を行い、長

寿命化を目指している。指定管理者制度など民間活力活用の新たな方策も検討している。

4)、産業系施設です。

牧場2施設のうち、1施設は広尾町農業協同組合に無償譲渡している。

水産加工排水処理施設は、一般社団法人広尾町水産加工排水処理公社に委託しており、人件費以外の年間経費の大半は施設使用料で賄われている。

旧ひろお水族館を転用している魚類飼育試験施設は、十勝管内の4町3漁業組合が連携し、十勝管内栽培漁業推進協議会と町が運営を行っている。

5)、学校教育系施設です。

学校は、現在、小学校2校、中学校1校である。耐震診断は、平成22年度までに全て完了している。平成30年度に豊似小学校の校舎を建て替えしており、耐震性を有する建物は100%となっている。

6)、子育て支援施設。

旧広尾保育所は陶芸棟として使用しており、旧丸山保育所は物品庫として使用している。

7)、保健・福祉施設。

デイサービスセンター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、生活支援ハウスなごみ、健康管理センター等は渡り廊下でつながっており、高齢者の保健・医療・福祉をワンストップで対応できる体制となっている。老人福祉センターには浴場館系施設があり、高齢者に限らず交流・憩いの場としても機能している。

多機能型事業所ゆうゆう舎は、障がい者の就労支援や豊かな人間形成のための支援などの事業を行い、障がい者の地域福祉の向上を図ることを目的としており、NPO法人が管理運営している。

8)、行政系施設。

現在の役場庁舎は、コミュニティセンター部分と併せて昭和57年に建設、既に30年以上が経過している。部分的な改修等を行っているが、新耐震基準で建てられていることもあり、大規模な改修は行われていない。防災時の拠点となることを踏まえ、安全確保の観点を重視する。

その他、移住体験住宅は、使われなくなった旧教員住宅を改装し、移住を希望する人に1週間以上3か月未満の間で貸付けを行っている。利用期間の半数は稼働している。

車両センターは、除雪車や重機類の保管施設として機能しており、維持管理経費は年間ほぼ一定で推移している。また、公衆便所についても、維持管理費は年間ほぼ一定で推移している。

葬斎場については、年間90件程度の利用がある。

ごみステーションは、一部施設の老朽化が課題である。

次に、公営住宅です。

平成11年に「広尾町公共賃貸住宅再生マスタープラン」を、平成24年に「広尾町住生活基本計画」「広尾町公営住宅等長寿命化計画」を策定、公営住宅の計画的な建て替え事業を推進している。

耐用年限を経過する老朽化した団地は順次建て替えを進め、居住水準の向上、維持管理の効率化と入居の適正化を進める。

現地調査は、旧丸山保育所、教員住宅、旧学校給食センター、旧広尾町清掃センター管理棟、旧広尾町清掃センターを調査した。

旧広尾町清掃センターは、建物を全面閉鎖している。煙突部分は、平成17年度に解体済みである。屋根の老朽化が激しく、平成30年度に全面ふき替え工事を実施。解体撤去、年度は未定ですが、解体費の試算では2億円以上かかるということです。これを行う前には、ダイオキシン濃度調査、試算では300万円も超えるということです。この実施が必要とのことでありました。

また、耐震化のない施設は、物品庫として活用しているものもあるとのことでした。

今後の対応については、多くは「老朽化により未使用」「将来的に解体撤去する」となっているが、「年度は未定」とのことでした。

主な質疑ですが、委員から、未利用施設が、いたずらや犯罪に使われる危険はないのか。風雨、災害時の見回りはどのようにしているかと質疑があり、これに対しては、いたずらは聞いたことがない。各課が毎年、定期点検し報告することになっている。窓が割れた場合は、板を張りつけるなどの対応をしているとの説明がありました。

また、委員から、資料の未利用公共施設は、住民からの要望があっても基本的に使えない、あるいは使わせない施設との認識でよいのかと質疑があり、新基準による耐震化が図られていない施設は、基本的な考えとして、積極的な使用を広報することはできないと考えているとの説明がありました。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書27ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

9番、渡辺富久馬議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（渡辺） 産業常任委員会所管事務調査の報告を行います。

令和3年第1回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会の開催状況ではありますが、開催日は令和3年4月26日となっています。

以下、記載のとおりであります。

2、調査の内容ではありますが、1番目に十勝港の利活用について、2番目にウニの増養殖事業について、以上2件につき調査したものであります。

最初に、(1)、十勝港の利活用について。

資料に基づき説明を受けました。

①、十勝港の利用状況については、1)、十勝港取扱貨物量、令和2年十勝港取扱貨物量(速報値)で報告を受けております。

合計金額が148万6,939トン(前年比98.7%)で、ここ数年の貨物量は140万トン台で推移しているとのことであります。

なお、中につきましては、お目通しいただければというふうに思います。

2)、区分別取扱貨物量。

令和2年十勝港区分別取扱貨物量(速報値)の主な貨物であります。輸入については合計が48万1,317トンと、前年より1.7%減少しております。

次、移出についてですけれども、合計が54万6,809トンと前年より9.7%増加しております。

移入につきましては、合計が45万8,813トンと前年より11.5%減少しているとの説明がありました。

次に、3)、十勝港外国貿易額であります。令和2年十勝港外国貿易概況でありますけれども、輸出はなく全て輸入であり、貿易額は127億2,600万円と前年比84.8%でありましたが、10年連続100億円の大台を突破したとのことであります。入港した外国貿易貨物船は81隻となり、前年より5隻少なかったとの報告を受けております。

次に、貿易額の輸入品目につきましては記載のとおりであり、合計は127億2,600万円、前年比84.8%となっております。

次に、4)、とかち飼料株式会社稼働状況並びに5)、入港料及び係留施設使用料の収入状況、6)、ひき船(タグボート)の稼働状況につきましては、記載のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

次に、7)、水面貯木場の状況についてであります。

水面貯木場施設整備事業費は、平成26年度から3か年で2億1,136万5,000円で、財源内訳は、地方債計2億580万円となっております。

平成27年10月には、台風により被災したことから、災害復旧事業を実施し、8,869万円の事業費となっており、財源内訳は、災害復旧費補助金6,447万1,000円、災害復旧事業債1,610万円であります。

また、外北防波堤側からの越流を防止するためのかさ上げ工事を平成28年度から実施し、事業費は2億246万8,000円で、財源内訳は社会資本整備総合交付金1億4,622万円、過疎対策事業債5,620万円となっております。

事業費の合計は5億252万3,000円で、補助金等2億1,069万1,000円、補助金等を差し引くと2億9,183万2,000円となっており、そのうち2億7,810万円は地方債で、過疎対策事業債の70%、災害復旧事業債の95%は交付税措置され、実質負担は1億6,394万2,000円となっております。

水面貯木場での輸入原木入港隻数及び輸入貨物量は、平成26年11月から始まり、入港数は3隻、貨物量は2万1,250立方メートルとなった。平成27年度の入港数は9月までで3隻、貨物量は1万8,433立方メートルとなり、平成27年10月の台風23号により、石籠が倒壊し被災したことから休止と

なった。

災害復旧事業等により整備を進め、その後の使用に当たっては、原木を水面貯木場外へ絶対に流失させないよう、爆弾低気圧や大型台風が直撃するようなときは、事前に原木を水面から陸上に引き揚げることを条件としたが、協議が調わず水面貯木場は利用されていない。

現在、輸入している南洋材は、消毒実施区域において原木をシートで覆う天幕燻蒸により検疫しているとの説明がありました。

②、十勝港の利活用であります。第6次広尾町まちづくり推進総合計画にある「十勝港の整備と利活用の推進」の目標達成のための具体的な方法に、「定期航路の開設に向けた取組を推進する」ことを掲げています。

令和2年1月に開催された十勝港ポートセミナーを契機に、本州との物流の優位性について理解されつつあり、物流拠点港としての定期航路開設を実現するため、十勝を中心とした道東農水産品貨物の流動状況の実態と、帯広近郊の冷蔵倉庫など農産品の貯蔵が可能な施設を令和3年度で調査することとしている。

次年度には、農産品貯蔵についての意向調査による将来性及び十勝と本州航路の事業採算性を検討し、採算ラインに必要な貨物量を算定。その後、事業実施の可能性を実施し、本調査の結果を基に道東圏の農水産品の荷主・輸送業者に、貨物の平準化及び十勝と本州航路利用の働きかけと、採算ライン貨物の掘り起こしを予定しているとのことでありました。

主な質疑であります。委員から、水面貯木場の施設整備やかさ上げ等総事業費は5億円を超えているが、平成27年10月に利用休止となってから5年が経過している。今後の貯木場としての再開の展望が難しいのであれば転用等についての検討はとの質疑があり、貯木場の水深がマイナス2～4メートルと浅く、現状での転用については困難性が伴う。今後、水面貯木場の使用条件の協議が調えば、保税蔵置場の許可を申請し、再開することとなるとの説明があった。

次に、委員から、十勝港定期航路開設について第6次広尾町まちづくり推進総合計画に記載されているが、平成8年から3年間、東京－釧路との三角航路で運航され、貨物量が少なく休止となったが、現状の見通しはどうかとの質疑があり、平成8年に就航した貨客フェリーは、3日に2便の毎日運航ではなかったこと、また、十勝から出す農産物等の荷物があっても、入ってくる貨物の集客に苦勞し、わずか3年後の平成11年に休止となった経緯がある。採算が見合うだけの貨物が十勝港に集まるかが鍵となることから、調査研究したいとの説明があった。

次に、委員から、帯広市を含む十勝管内業者の十勝港利用に係る展望はとの質疑があり、令和3年度、4年度に調査研究し、その動向を見極め、検討したいとの説明があった。

次に、(2)番目の調査事項でありますけれども、増養殖(ウニ)事業計画について。

資料に基づき、説明を受けました。

①、ウニ養殖企業化試験事業を実施する背景。

1)、地球環境・海洋環境の変化により、沿岸や沖合の資源が不振となっており、漁協の主力となる漁船を使用する機船漁業者にとって計画的な漁家経営が営めず、経営の維持安定に不安を抱えている。

2)、不安定な沿岸や沖合資源に依存しない新たな漁業の確立が必要とされており、既存の漁業資源に影響を及ぼすことのない並列可能な「つくり育てる漁業」への展開が急務な情勢となっている。

3)、前浜資源の維持増大を目的として、ウニの種苗生産放流を行ってきたが、既存の天然資源に影響を及ぼさない並列可能な新しい漁業を模索する。

②、事業の目的でありますけれども、1)、広尾町産の資源による完全養殖を目指し、天然資源に影響を与えないよう、餌となる昆布養殖も同時に実施する。

2)、試験事業を3年程度実施し、ウニ養殖技術の検証を行い、新たな漁業として確立するか検証するとの説明がありました。

③、事業の概要であります。養殖実施場所は、十勝港の南防波堤、北防波堤となり、内側にウニ養殖の施設、餌を作る昆布養殖施設を設ける。港湾管理者あるいは海上保安署からも試験実施の許可を得ているとのことでもあります。

次、総事業費であります。ハード事業の合計が2,232万2,000円、ソフト事業で365万5,000円となっております。

④、令和2年度に実施したウニ捕食用餌料実験であります。1)、実施方法は、昆布の種が入った水槽にロープを浸したどぶ漬け方法。函館の戸井漁協から購入した昆布の種がついた糸をロープに挟み込む方法。完全天然採苗を目指し、ロープをそのまま使う方法。

2)、実施結果でありますけれども、種のついた糸をロープに挟み込む方法は、令和2年7月4日には、100メートル当たり3,250キログラムの着生が確認されました。今後は種がついた糸を挟み込む手法を用いるとのことでした。

3)、事業のスケジュールであります。4～5月、施設の作成・敷設。以下、11～12月までのスケジュールにつきましては、記載のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

4)、令和3年度事業収支計画であります。収入につきましては2,597万7,000円、支出につきましてもハード面、ソフト面合わせて合計が2,597万7,000円となっているとのことでもあります。

主な質疑であります。委員から、先進地である浜中町散布漁協のウニ増養殖事業に参加している漁家戸数は。また、今後希望している漁家戸数はとの質疑があり、現在、ウニ増養殖事業に参加している漁家戸数は15戸で、新たに希望している漁家は14～15戸あるが、待機状態となっているとの説明がありました。

次に、委員から、今回の企業化試験事業の想定では、何軒分の漁家を想定しているのかという質疑に対し、説明は2漁家分を見込んでいる。それ以上の希望があれば、外海に設置することを検討するとの説明がありました。

次に、委員から、しけの対応、生態系への影響、将来の見通しはとの質疑に対し、天気予報によって籠を深めに設置するなどの対応をする。全て広尾産での養殖を想定しており、生態系への影響はないものと考えている。将来的には、ウニのブランド化などが想定されるとの説明を受けた。

以上、産業常任委員会所管事務調査報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

なければ、質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和3年第2回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の新型コロナワクチンの接種状況についてであります。

65歳以上の高齢者の方の接種につきましては、5月10日からの予約の受付を開始し、17日から各医療機関における個別接種を実施しているほか、集団接種につきましては、1回目を6月5日の土曜日に、そして6月12日、6月19日にも行うところであります。4日現在で1,783件の予約を受け付け、対象者全体の66.4%の予約状況となっております。

接種状況につきましては、778人が1回目の接種を終えており、接種率は29%であります。

なお、医療従事者の接種につきましては、129人が2回目の接種を終えており、接種率は78.7%であります。11日に希望者全ての接種が完了する予定であります。

また、高齢者施設等に入所されている方は159人が接種を終え、接種率は95.8%、施設従事者は135人で92.5%となっており、入所者は本日7日に、従事者は11日に希望者全ての接種が終わる予定となっております。

今後の接種スケジュールにつきましては、65歳以上の高齢者の方の1回目の接種を7月上旬までに終わらせ、2回目を7月下旬までに行い、接種の完了を目指してまいります。

次に、12歳以上の全ての方に接種券を6月下旬に発送し、優先接種となる基礎疾患を有する方、60歳以上の方の予約受付を7月上旬から始めて接種を行い、40歳以上の方、12歳以上の方と順次接種を進めてまいります。9月下旬までに希望される全ての町民の皆さんの接種を完了する予定で計画をしております。

なお、施設内クラスターを防止し、児童生徒等の安全を確保する考えから、教員等の学校関係者、保育士等の保育・子育て関係者の接種を基礎疾患を有する方及び60歳以上の方と同時期に行い、優先的に進めてまいります。

次に、2点目の令和2年度広尾町北方圏交流振興会の決算状況についてであります。

令和2年度決算状況は、サンタメール事業の収入が1,502万4,085円、支出が1,452万4,084円で、収支差額50万1円が翌年度繰越額となっております。

次に、サンタメールの申込件数及び発送通数でありますが、申込件数6,314件、メールの発送通数が2万764通となり、前年より件数で1,879件増加し、発送通数が5,453通多い結果となりました。

増加の主な要因といたしましては、申込用紙やポスターにQRコードを載せたことによりオンラインでの申込みがしやすくなったため、インターネットでの申込件数が増加したのではないかと考えております。そのほか、かねてより取り組んでおりました子供の夢を応援するプロジェクトに賛同される企業や個人の方々も着実に増えてきているところであります。

今後の対策といたしまして、さらなる情報発信により力を注ぐとともに、申込方法の簡素化やメール本体の充実を図っていくところであります。

続きまして、3点目の令和2年度一般社団法人広尾町水産加工排水処理公社の決算状況についてであります。

令和2年度の決算状況は、排水処理量2万3,984立方メートル、稼働日数は365日であります。

収支の状況であります。収入金額1,663万8,734円に対し、支出金額1,656万1,624円で、差額の7万7,110円が当期剰余金となっているところであります。

次に、4点目の新型コロナウイルス感染症消費対策の状況についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大防止に影響を受けた中小企業に対する支援につきまして、令和3年5月31日現在の状況であります。

第2弾となります中小企業緊急支援事業給付金につきましては、全体で85件、2,293万3,000円を5月20日までに給付し、事業が完了しております。主な内訳であります。飲食業が28件、1,038万9,000円、小売業が23件、615万4,000円となったところであります。

また、専決処分にて実施をいたしましたひろお飲食店「新しい生活様式」導入の支援事業補助金につきましては、35の事業所に312万1,565万円を補助したところであります。

さらに、中小企業等「新しい生活様式」導入支援事業補助金につきましては、5月31日までに43の事業所が366万6,474円を申請されたところであります。

続きまして、5点目の令和3年度任用の地域おこし協力隊の追加募集であります。

令和3年度に任用を予定していた地域おこし協力隊3名のうち、年度途中の任用に向けて調整中でありましたが、1名の方につきまして本人から都合により辞退したい旨の申出があったため、現在、追加募集を行っているところであります。追加募集を行っている協力隊の任務は、産業などの担い手や労働力の確保に向けて町内の仕事に関する業務を担っていただくもので、配置先は企画課を予定しているところであります。

次に、6点目の農山漁村ホームステイ事業の受入れ中止についてであります。

広尾町ホームステイ受入協議会の事業であります東京都荒川区立尾久西小学校の児童を受け入れる「子ども農山漁村ホームステイ事業」につきまして、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、昨年度に続き本年度につきましても受入れを中止することになりましたので報告をいたします。

また、NPO法人食の絆を育む会が主催する修学旅行の高校生を対象とする「農村ホームステイ事業」の本年度の受入れにつきましても、同様に中止になったところであります。

次、7点目の十勝港まつりの中止についてであります。

十勝管内では唯一港で開催される花火大会として十勝の夏の風物詩になっている十勝港海上花火大会を今年は8月7日土曜日に開催を予定していたところではありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止することといたしました。

また、有志の方々の協力により、お盆にふるさとのお祭りを楽しんでもらおうと実施をしているふるさと夏まつりと仮装盆踊り大会は、8月14日土曜日に開催を予定していたところではありますが、海上花火大会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止することといたしました。いずれも昨年に引き続き中止することとなり、大変残念ではありますが、町民皆様の安全と安心を確保するため、やむを得ないものと考えております。

なお、代替イベントとして、新型コロナウイルス感染拡大の早期収束を願い、無観客を想定した花火の打ち上げを考えているところでもあります。

次に、8点目の工事請負契約の締結についてであります。

工事名につきましては、楽古地区配水管改良工事その2であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町丸山通北7丁目3番地2、有限会社田中建設、代表取締役田中久であります。

契約額は3,454万円であります。

工期については、令和3年5月28日から令和3年9月30日までであります。

工事の概要であります。施工場所につきましては、楽古地区であります。配水管の改良工事一式となりまして、総延長842.41メートルであります。

指名業者の状況については、有限会社田中建設、株式会社畑下興業、株式会社三浦建設の3業者をもって入札を行い、落札率は97.9%であります。

次に、9点目の音調津郵便局でのごみ袋販売開始についてであります。

これまで音調津地区では町指定のごみ袋を販売する場所がなかったため、かねてより音調津郵便局において販売をお願いできないか関係機関と協議をしていたところではありますが、このたび上部機関からの許可が下り、7月1日木曜日から販売開始できる見通しとなりました。これにより、音調津地区皆さんの利便性の向上につながることを期待するものであります。

次に、10点目の第5次行政改革の取組についてであります。

第5次行政改革大綱は、計画期間を7年とし、前期を平成30年度から令和2年度までの3年間、後期を令和3年度から令和6年度までの4年間として、平成29年度に作成したところでもあります。

今回の報告につきましては、令和2年度までの前期行革の推進状況について報告をするものであります。

詳細については担当主幹より説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 次に、齊藤総務課主幹。

1、総務課主幹（齊藤） それでは、第5次行政改革前期の取組状況についてご説明申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。

1としまして、広尾町第5次行政改革（前期）の取組についてです。

（1）です。地方自治体を取り巻く諸情勢について。

社会経済情勢の変化に的確に対応できる行政システムの構築が求められております。

（2）です。令和2年度までの前期行政改革の取組状況です。

平成30年度から令和2年度までの取組効果額は、約2億4,000万円となりました。平成28年度の予算状況がそのまま継続した場合と比較して、各年度の取組の影響額を合計したものでございます。

なお、第4次行革の前期取組に係る効果額は、約3億1,300万円でした。

（3）です。行政改革の推進状況です。

4つの基本視点、「効率的な行政運営体制の推進」「持続可能な財政構造の実現」「行政需要に柔軟に対応する行政の推進」「協働と連携による行政の推進」、それから成る具体的取組項目を挙げて推進しております。

2ページをお開きください。

前期3年間の推進状況ですが、推進項目30項目を100%とした場合の推進状況ですが、推進した・推進中のもの、22項目、73%、一部推進しているもの、6項目、20%、進んでいないもの、2項目、7%です。

この2項目については、選挙投票所等の見直し、補助金等の統合整理合理化です。

（4）です。行政改革（後期）の取組です。

行政改革は、住民サービスの時代による変化に対応していくため、安定的な財源を確保し、歳出全般の経費削減と時代に合わせた事業の見直しを進め、住民の期待に応えることが求められております。

令和11年度までは港湾借換債の償還により基金を取り崩す財政収支計画となっておりまして、厳しい財政状況となります。

令和3年度から令和6年度の行革の後期の取組については、4つの改革視点において新たに発生する諸課題をそれぞれの改革に加えて取り組むとともに、令和3年度からスタートしております「第6次まちづくり推進総合計画」を確実に進めるため、行政改革の取組を推進するものでございます。

続きまして、3ページです。

別紙1、第5次行政改革取組の全体像です。

右上に「済」とあるのですが、あくまで前期に対する記述でありまして、後期に向けて取り組むことはあると思います。

丸が推進した・推進中のもの、三角が一部推進しているもの、バツが進んでいないものになります。

続きまして、5ページになります。

別紙2、（1）、行政改革前期の主な取組です。

平成30年度につきましては、特別職の給与削減、機構改革など、令和2年度まで、各年度に取組を記載しております。

(2) です。行革前期における主な新規政策事業について記載をしております。

続きまして、6 ページでございます。

(3)、行革前期の主な取組の収入・支出の状況です。

収入が増加したもの、町税（税制改正）として525万9,000円、遊休資産の売却153万5,000円。

支出が減少したもの、特別職給与312万8,000円、物件費の抑制 3 億1,750万6,000円、扶助費の見直し 1 億1,566万5,000円、特別会計繰出金抑制で 2 億2,199万7,000円。

支出が増加したもの、人件費 1 億9,524万7,000円、会計年度任用職員の賃金から人件費の移行した結果、それと再任用職員の活用によるものです。特別会計繰出金（病院会計補助金）として、2 億605万9,000円。

それから、収入が増加しなかったもの、使用料手数料等の見直し（料金改定実施）387万5,000円、使用料手数料等の見直し（消費税外税化）1,976万9,000円です。

この合計額が効果額 2 億4,000万円となるものでございます。

7 ページです。A 3 の資料となります。

第 5 次行政改革削減効果額について、それぞれ 4 つの視点別に記載しているものです。

平成28年度の決算額を基に平成30年度の効果額、令和元年度の効果額、それから令和 2 年度の効果見込額の表を下の 3 段にまとめております。この合計額が 2 億4,000万円となるものです。

8 ページの A 3 の資料です。

第 5 次行政改革の取組状況です。それぞれ年度別の前期の取組状況について記載をしております。

9 ページになります。

基金残高見込みの推移です。

令和 2 年度12月補正時点での状況なのですが、第 6 次まち計を推進していくこと、現行の行革を引き続き推進していくことを前提としております。令和 2 年度の基金残高30億4,400万円、行革最終年度の令和 6 年度の基金残高25億5,700万円となります。

10 ページになります。

引き続き、令和11年度までの財政状況のシミュレーションもしております。

令和 2 年度から令和 6 年度までの減少額は 4 億8,700万円です。令和 6 年度から令和11年度までの減少額は12億8,800万円となります。令和 7 年度以降、減少幅が大きくなります。港湾借換債の償還額が増大していくことが一因でございます。令和11年度の基金残高見込み12億6,900万円となり、財政運営上非常に厳しい状況となります。

それでは、11 ページをお開きください。

別紙 3、第 5 次行政改革（後期）取組関係のスケジュールでございます。

本日の行政報告後、5 月28日金曜日に各役場内の幹事会から提出されました後期の新規取組につきましては、整理等の上、6 月28日、行政改革推進委員会内で提案いたします。7 月 1 日に議員協議会において具体的な取組状況について報告いたしまして、その後、パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメント終了後、行政改革推進委員会において、後期の推進計画を決定いたします。その後、8 月18日に計画の内容について議員協議会を開催していただき、内容についてご

説明したいと考えております。その後、9月定例会におきまして行政報告したいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

◎日程第7 教育行政報告

1、議長（堀田） 日程第7、教育行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申出がありますので、発言を許します。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 令和3年度西海市小学生親善交流事業及び広尾町中高生等海外研修派遣事業の中止につきまして、教育行政報告をさせていただきます。

いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、西海市と打合せをさせていただき、結果といたしまして、令和4年1月末に本町で受入れを予定しておりました西海市小学生親善交流事業については、今年度も中止という結論に至ったところでございます。

また、広尾町中高生等海外研修派遣事業につきましては、既に4月に予定しておりましたカナダからの高校生の受入れを中止しております。現在も日本国内及び海外において新型コロナウイルス感染症が収まっておりませんので、中高生を海外に派遣できる状況にないと判断をいたしまして、この事業についても中止とさせていただきます。

以上で、教育行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政報告を終わります。

ただいまの行政報告及び教育行政報告に対する質問は、8日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第8 報告第7号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第7号 繰越明許費繰越計算書についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第7号 繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和2年度広尾町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

次のページであります。

別紙の繰越計算書であります。

2款1項、事業名、飛沫防止対策備品購入事業ほか10事業でありまして、合計金額が4億3,988万7,000円であります。翌年度繰越額も同額の4億3,988万7,000円でありまして、財源の内訳につきましては、おのおの記載のとおりであります。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第7号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第9 報告第8号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第8号 繰越明許費繰越計算書についての報告を行います。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第8号 繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和2年度広尾町下水道事業特別会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

別紙の繰越計算書であります。

2款1項、事業名、西通排水区流末改修工事でありまして、金額が4,870万円であります。翌年度繰越額も同額の4,870万円でありまして、財源の内訳につきましては、既収入特定財源は繰越金、未収入特定財源の地方債は下水道事業債及び過疎対策事業債であります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第8号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第10 報告第9号～日程第11 報告第10号

1、議長（堀田） 日程第10、報告第9号 専決処分の報告についてと日程第11、報告第10号 専決処分の報告についての2件を一括して行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第9号及び報告第10号 専決処分の報告について、一括して報告をさせていただきます。

本件2件については、公務中の職員の瑕疵により軽トラックに損害を与えたことに伴う損害賠償の和解と、その額及び執行に要する予算について専決処分したものでありまして、いずれも地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第9号の専決処分書であります。

地方自治法の定めに基づき、豊似小学校スクールバス車庫の修繕中に発生した車両破損事故に係る損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和3年5月20日付で専決処分したものであります。

相手方は、記載のとおりであります。

賠償の理由であります。令和3年4月27日午前11時頃、職員が豊似小学校スクールバス車庫を修繕中、誤って車庫の横に駐車していた軽トラックのフロントガラスを破損させたものであります。

和解の内容であります。本件の事故に関し、広尾町が相手方に損害賠償金の支払いの後、相手方は広尾町に対する損害賠償請求権を放棄し、本件に関して裁判上、裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求を行わないとするものであります。

損害賠償額は、9万2,708円であります。

次に、報告第10号であります。

報告第9号で損害賠償の額を定めたことから、執行に伴う予算を専決処分したものであります。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、次のとおり専決処分したもので、令和3年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてでありまして、別紙にお示しをしたとおりであります。

専決処分の理由であります。豊似スクールバス車庫の修繕中に発生した車両破損事故による損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償等の執行に要する予算を計上することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和3年5月20日であります。

次のページの令和3年度広尾町一般会計補正予算（第3号）であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万3,000円を追加し、73億7,027万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの第1表であります。

歳入から説明いたします。

20款5項雑入は、歳出に計上の損害賠償金に充当する総合賠償保険金9万3,000円を追加するものであります。

次に、歳出であります。

9款1項教育総務費は、修繕料の損害賠償金の9万3,000円を計上するものであります。
以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第9号と報告第10号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第12 報告第11号

1、議長（堀田） 日程第12、報告第11号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第11号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について報告申し上げます。

株式会社広尾産業流通振興公社における広尾町の持ち株は130株であり、全株式220株の2分の1以上の出資比率であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況に関する書類を提出するものであります。

広尾町の意見といたしましては、令和2年度決算に関する書類は的確であり、また、令和3年度事業計画及び予算については適切であると認めたところであります。

令和2年度は、魚介類を主としたふるさと納税返礼品の売上げが伸びたことなどにより、対前年比33.6%増の7,805万8,914円の売上げがあり、純利益が214万4,070円、次期繰越利益剰余金は1,193万7,719円となったところであります。

今後におきましても、設立目的に沿って一層努力するよう指導監督をしまいたいと考えているところであります。

経営状況の詳細につきましては、担当課長より補足説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） それでは、株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について補足説明をさせていただきます。

別冊でお配りしております令和2年度（第38期）事業報告書をお手元をお願いいたします。

1ページをお願いします。

1の会社の概要についてであります。

発行株式総数は1株5万円で発行株式総数220株、資本金は1,100万円となっております。

持ち株数の内訳につきましては広尾町ほか3団体で、記載のとおりとなっております。

次に、2の令和2年度事業状況報告についてであります。

令和2年度におきましては、魚介類を主としたふるさと納税返礼品の売上げによりまして、対前年比33.6%増の7,805万9,000円の売上げがあり、当期純利益が214万4,070円となったところであります。

1)、物産販売事業の株式会社ディノス・セシールでは、秋サケの不漁により販売数量が確保できないことから、テレビショッピングを取りやめ、カタログのみでの販売となりました。主な販売数量の内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

次に2)、産地直送販売であります。コロナ禍のためイベント等への食材提供はありませんでしたが、北海道銀行など取引先との販売を行ったところであります。

3)、ふるさと納税返礼品につきましては、魚介類を主として232種類の品数を用意して9,134個、5,644万1,000円の売上げがありました。

2ページをお願いします。

令和2年度（第38期）決算報告についてであります。

3ページをお願いします。

令和2年度末の貸借対照表でございます。表の右側から2列目の決算額のみを説明させていただきます。

まず、資産の部でございます。Ⅰの流動資産からⅢの繰延資産までの資産の部合計、一番下段になりますが、2,944万3,950円となるものであります。

次に、4ページをお願いします。

負債の部でございます。Ⅰの流動負債の未払金、未払法人税等、未払消費税の負債の部合計が150万6,231円となっております。

純資産の部につきましては、Ⅰの株主資本からⅢの新株予約権までの合計、下から2行目の2,793万7,719円となるものです。

したがいまして、負債、純資産の部合計が前のページの資産の部合計と同額になるものであります。

5ページをお願いします。

損益計算書でございます。Ⅰの売上高が7,805万8,914円となりました。次に、Ⅱの売上原価ですが、商品仕入高が5,804万7,560円、売上総利益は2,001万1,354円となりました。売上総利益からⅢの販売費及び一般管理費の1,767万727円を差し引いた営業利益につきましては234万627円となり、これにⅣの営業外収益2,053円を加えた経常利益が234万2,680円となるものであります。これに特別利益と特別損失を計算しまして、下から3行目でございますが、税引前当期純利益の235万70円に法人税及び住民税の20万6,000円を差し引いた額の214万4,070円が当期純利益となったものでございます。

6ページをお願いします。

販売費及び一般管理費の計算内訳でございます。決算額は1,767万727円であり、主な増加要因は、運賃の増加によるものであります。

次に、7ページをお願いします。

財産目録であります。資産の部であります、Ⅰの流動資産とⅡの固定資産を加えた資産の部合計は、2,944万3,950円となっております。

8ページをお願いします。

負債の部であります。Ⅰの流動負債合計が150万6,231円となっており、資産の部合計額から負債の部合計額を差し引いた額2,793万7,719円が差引正味財産となるものでございます。

次に、9ページをお願いします。

9ページにつきましては、決算報告書監査に関する意見書でございます。

10ページをお願いします。

剰余金処分の承認についてであります。1)の1、前期繰越利益金が1,479万3,649円でありまして、当期の純利益214万4,070円を加え、当期純利益を1,693万7,719円とし、その他利益剰余金の別途積立金に500万円を積み立て、それを差し引いた1,193万7,719円を次期繰越利益剰余金とするものでございます。

11ページをお願いします。

令和3年度事業計画についてであります。令和3年度につきましては、昨年同様に株式会社ディノス・セシールのカタログ販売等での事業展開を計画しており、商品を厳選しながら限定数の拡大とさらなる品質の向上を進めるほか、通年販売できる商品の開発と販路の拡大に努めたいと考えております。さらに、魚介類を中心として町内原材料を取り込んだ新商品の開発に取り組んでまいります。

ふるさと納税返礼品につきましては、品ぞろえの充実と新商品の発掘に取り組んでまいります。

12ページをお願いします。

事業計画に伴う収支予算であります、1の純売上高であります、魚介類商品を主とした販売やふるさと納税返礼品の売上げにより、売上高8,376万5,000円を見込み、売上原価5,316万4,000円、一般管理費2,294万9,000円を差し引いた765万2,000円を営業利益と見込んでいます。営業外損益を1万円と見込み、経常利益を766万2,000円とし、法人税、住民税を引いて純利益475万5,000円を見込み、収支計画とするものであります。

次の13ページにつきましては、役員の状況を記載しております。

以上で、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第11号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を終わります。

◎日程第13 議案第41号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第41号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第41号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

業務名ですが、消毒保管機購入業務であります。

財産の取得は、消毒保管機3台であります。

取得目的は、学校給食センターの消毒保管機の更新であります。

契約額は、781万円であります。

契約の相手方は、札幌市豊平区美園2条6丁目3番地14、日本調理機株式会社北海道支店、支店長小笠原享であります。

納入期限につきましては、本議案の議決後9月30日までであります。

契約の方法は、指定機種のため1社随意契約としているところであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第41号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第42号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第42号 広尾町職員等旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第42号 広尾町職員等旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、職員採用等の際、赴任に伴い支給する移転料について、本町の条例に規定する額が国や道、管内市町村と比較し大差が生じているため、別表第2の移転料を国の基準に合わせて改正するものであります。

お手元の議案資料1ページをお願いします。

新旧対照表であります。

別表の第2、移転料を鉄道距離区分ごとにそれぞれ記載のとおり引き上げるものであります。

附則の第1項におきまして、本改正条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することを定め、第2項で、改正前の規定に基づいて支給された旅費は、改正後の条例の規定による旅費の内払いとみなす規定をし、条例案等が議決されました後、旅費の差額を支給したいとするものであります。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第42号 広尾町職員等旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第43号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第43号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第43号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したなど介護保険の第1号保険料

の減免に対する財政支援について、引き続き令和3年度分の保険料についても適用できるよう、附則第17条の減免規定を改正するものであります。

なお、本改正条例につきましては、附則において公布の日から施行し、改正後の規定と第2項の経過処置に規定する令和2年度以前の年度分の保険料の減免に係る関係法令を読み替える規定については、令和3年4月1日から適用したいとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 議案第43号について補足説明をさせていただきます。

議案資料の2ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免についてです。

1の改正趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で一定程度収入が下がった方などを対象に、昨年度に引き続いて、第1号被保険者の保険料を減免するものであります。

次に、2の対象者につきましては、囲みの中（1）、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方または（2）、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、その下の囲みの①と②に該当する方です。

3の減免割合につきましては、対象保険料額の全部を免除、またはその10分の8を減額するもので、減額または免除の割合と減免額の算定方法につきましては、「広尾町介護保険料減免取扱要綱」に委任し、同要綱で規定します。

2の対象者に戻っていただき、囲みの中（1）に該当する場合は、保険料の全部を免除し、（2）に該当する場合は、次のページ、3ページをご覧ください。

左側の表1、そして、その右の表2、その下の減免額の計算式のとおり減免額を算定します。

なお、保険料の減免による減収補填につきましては、令和2年度はその10割を国の財政支援で賄いましたが、令和3年度は当該財政支援が2割にとどまる見込みであるため、残りの財源につきましては、一般会計からの繰出金で補填します。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第43号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第44号

1、議長（堀田） 日程第16、議案第44号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第44号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、議案第43号の介護保険条例の改正と同様に、国民健康保険税についても、新型コロナウイルス感染症の影響による減免規定、附則第19項を改正し、引き続き令和3年度分も減免できるようにするものであります。

なお、本改正条例につきましては、附則において公布の日から施行したいとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） それでは、議案第44号について補足説明をさせていただきます。

議案資料の6ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大がまだ収束の見通しが立っておらず、令和3年度においても引き続き国の財政支援により国保税の減免を行うものでございます。

国の財政支援については、令和2年度は10割でありましたが、今年度におきまして2割となる見込みであり、残りの財源については一般会計からの繰り出しをもって補填するというものでございます。

それでは、改正内容を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例でありまして、納期限を過ぎたものでも減免申請ができるとする特例を昨年に引き続き設けるものでございます。

減免の内容については、減免取扱要綱において別途定めることとしておりますが、昨年度と変更点はございませんので、概要についてのみご説明申し上げます。

減免の対象となる世帯ですが、(1)として、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯または(2)、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、さらに、その下に記載の①から③の全てに該当する世帯です。

3番目の減免の対象となる保険税については、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの納期限のものとなります。

4番目の減免割合及び減免額ですが、別途減免要綱において規定しておりまして、次のページ、7ページに計算式を載せておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

前崎議員。

1、4番（前崎） ただいまの提案説明の中でもありましたけれども、今の新型コロナ陽性者の発生状況、昨年からも比べて増加している状況を鑑みると、今回の国保税の減免の延長というのは、当然必要なものと認識されるわけなのですが、昨年度、いわゆる30%減少した場合の部分で議決をされましたけれども、令和2年度における広尾町の申請状況、これ何件で、減免額は幾らになっているか。あわせて、十勝管内の状況なのですが、概数で結構ですので、それについてもご説明いただきたいと思います。

もう一点、一般的にはなかなか税改正の状況というのは、一般の方は分かりにくいという部分があるかと思います。実際、昨年度もそういった状況の中で、よく分からないから申請しないという方がおられまして、とにかく詳細については担当のほうに電話をして、そういった中で確認してくださいということでお話をした経過があります。たまたまその方は申請して減免を受けたということでもありますけれども、今回について周知方法についてどのように考えておられるのか、これについてご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 昨年度の本町の減免件数と金額につきましては、10件で200万5,000円となっております。

管内の状況であります。減免件数ゼロ件だった町村は3町で、ほかの町村については全て申請があり、金額は大体100万円から多いところで500万円程度というように聞いております。

それと周知方法なのですが、去年と同様に、まず広報に載せた後に、納付書を発送するときに全

被保険者にそのチラシを同封して周知を行うというふうに考えております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第44号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第45号

1、議長（堀田） 日程第17、議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について提案理由を申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、辺地に係る総合整備計画を策定するために、議会の議決を頂き、総務大臣へ提出するものであります。

事前の協議において、北海道知事から異議のない旨回答を頂いております。

辺地については、野塚辺地であります。

次のページであります。

1の辺地の概況から2、公共的施設の整備を要する事情については、省略をいたします。

3の公共的施設の整備計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間でありまして、計画事業につきましても、交通道路の1事業及び飲用水供給施設の1事業、事業費の合計は2億1,683万6,000円であります。そのうち、辺地対策事業債予定額が1億4,180万円となっております。

なお、辺地対策事業債につきましても、今年度以降に発生する元利償還金の8割が地方交付税に

よって措置されるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

明日8日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時42分